

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成29年3月1日

【会社名】 株式会社力の源ホールディングス

【英訳名】 CHIKARANOMOTO HOLDINGS Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼COO 清宮 俊之

【本店の所在の場所】 福岡市中央区薬院一丁目10番1号
(注) 平成29年4月1日から本店は下記に移転する予定で
あります。
本店所在地 福岡市中央区大名一丁目14番45号
電話番号 092-762-4445(代表)

【電話番号】 092-762-4445(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 粕谷 進一

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区薬院一丁目10番1号

【電話番号】 092-762-4445(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 粕谷 進一

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 募集金額
ブックビルディング方式による募集 367,200,000円
売出金額
(引受人の買取引受による売出し)
ブックビルディング方式による売出し 114,000,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)
ブックビルディング方式による売出し 85,500,000円
(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、
売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時
における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社力の源ホールディングス 東京事務所
(東京都中央区銀座四丁目10番3号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年2月15日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集800,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成29年3月1日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し350,000株(引受人の買取引受による売出し200,000株・オーバーアロットメントによる売出し150,000株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項及び「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 及び 5 役員の状況」を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4 親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
- (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
- (1) 新規発行による手取金の額
- (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)
- 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)

募集又は売出しに関する特別記載事項

- 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について
- 3 ロックアップについて
- 4 親引け先への販売について

第二部 企業情報

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
- (2) 新株予約権等の状況
- 5 役員の状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	800,000 (注) 2	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成29年2月15日開催の取締役会決議によっております。

2 発行数については、平成29年3月1日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3 当社は、野村証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、50,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

4 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5 上記とは別に、平成29年2月15日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	800,000	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成29年2月15日開催の取締役会決議によっております。

2 当社は、野村証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、50,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。野村証券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

3 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4 上記とは別に、平成29年2月15日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2の全文削除及び3、4、5の番号変更

2 【募集の方法】

(訂正前)

平成29年3月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成29年3月1日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	800,000	367,200,000	198,720,000
計(総発行株式)	800,000	367,200,000	198,720,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年2月15日開催の取締役会決議に基づき、平成29年3月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格(540円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は432,000,000円となります。
- 6 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 7 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成29年3月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成29年3月1日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(459円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	800,000	367,200,000	<u>209,760,000</u>
計(総発行株式)	800,000	367,200,000	<u>209,760,000</u>

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
 2 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年2月15日開催の取締役会決議に基づき、平成29年3月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
 5 仮条件(540円～600円)の平均価格(570円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は456,000,000円となります。
 6 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
 7 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成29年3月10日(金) 至 平成29年3月15日(水)	未定 (注) 4	平成29年3月20日(月)

- (注) 1 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格は、平成29年3月1日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年3月9日に引受価額と同時に決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
- 2 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年3月1日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成29年3月9日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成29年2月15日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成29年3月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株式受渡期日は、平成29年3月21日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 申込み在先立ち、平成29年3月2日から平成29年3月8日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	459	未定 (注) 3	100	自 平成29年3月10日(金) 至 平成29年3月15日(水)	未定 (注) 4	平成29年3月20日(月)

- (注) 1 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
 仮条件は、540円以上600円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年3月9日に引受価額と同時に決定する予定であります。
 需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
 仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。
- 一風堂のブランド力があること。
 - 海外店舗運営事業が黒字化していること。
 - 競合他社との競争が激化する可能性があること。
- 以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は540円から600円の範囲が妥当であると判断いたしました。
- 2 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(459円)及び平成29年3月9日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成29年2月15日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成29年3月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株式受渡期日は、平成29年3月21日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 申込み在先立ち、平成29年3月2日から平成29年3月8日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 引受価額が会社法上の払込金額(459円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成29年3月20日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6		
西日本シティTT証券株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目3番6号		
計		800,000	

- (注) 1 平成29年3月1日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
- 2 上記引受人と発行価格決定日(平成29年3月9日)に元引受契約を締結する予定であります。
- 3 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
- 4 マネックス証券株式会社の住所は、平成29年2月20日より、「東京都港区赤坂一丁目12番32号」に変更される予定であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	620,000	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成29年3月20日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	70,000	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	30,000	
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	30,000	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	20,000	
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	10,000	
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6	10,000	
西日本シティTT証券株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目3番6号	10,000	
計		800,000	

- (注) 1 上記引受人と発行価格決定日(平成29年3月9日)に元引受契約を締結する予定であります。
- 2 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1、4の全文削除及び2、3の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
397,440,000	7,700,000	389,740,000

- (注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(540円)を基礎として算出した見込額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
419,520,000	7,700,000	411,820,000

- (注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(540円～600円)の平均価格(570円)を基礎として算出した見込額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額389,740千円については、「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限74,520千円と合わせた、手取概算額合計上限464,260千円については、平成30年3月期までに当社連結子会社で海外店舗運営事業を展開するCHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.への投融資(下記)に350,000千円、平成31年3月期までに当社の基幹システム再整備(下記)のための設備投資資金に114,260千円を充当する予定であります。

具体的な内訳は以下のとおりであります。

CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.の連結子会社であるIPPUDO LONDON CO. LIMITED における、イギリス・ロンドンでの「IPPUDO」3号店(直営店)の新規出店のための差入保証金及び固定資産等の設備投資等として平成30年3月期に200,000千円

CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.の連結子会社であるIPPUDO PARISにおける、フランス・パリでの「IPPUDO」3号店(直営店)の新規出店のための差入保証金及び固定資産等の設備投資等として平成30年3月期に150,000千円

当社の今後の事業拡大や店舗数の増加に対応するため、効率的な受発注システムや販売管理システムなどの基幹システムの再整備にむけた費用として平成30年3月期から平成31年3月期の期間に114,260千円

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 設備投資の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

(訂正後)

上記の手取概算額411,820千円については、「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限78,660千円と合わせた、手取概算額合計上限490,480千円については、平成30年3月期までに当社連結子会社で海外店舗運営事業を展開するCHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.への投融資(下記)に350,000千円、平成31年3月期までに当社の基幹システム再整備(下記)のための設備投資資金に140,480千円を充当する予定であります。

具体的な内訳は以下のとおりであります。

CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.の連結子会社であるIPPUDO LONDON CO. LIMITED における、イギリス・ロンドンでの「IPPUDO」3号店(直営店)の新規出店のための差入保証金及び固定資産等の設備投資等として平成30年3月期に200,000千円

CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.の連結子会社であるIPPUDO PARISにおける、フランス・パリでの「IPPUDO」3号店(直営店)の新規出店のための差入保証金及び固定資産等の設備投資等として平成30年3月期に150,000千円

当社の今後の事業拡大や店舗数の増加に対応するため、効率的な受発注システムや販売管理システムなどの基幹システムの再整備にむけた費用として平成30年3月期から平成31年3月期の期間に140,480千円

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 設備投資の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

(訂正前)

平成29年3月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち 入札による売出し			
	入札方式のうち 入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	200,000	108,000,000	福岡県福岡市中央区 河原 成美 200,000株
計(総売出株式)		200,000	108,000,000	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(540円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成29年3月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち 入札による売出し			
	入札方式のうち 入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	200,000	114,000,000	福岡県福岡市中央区 河原 成美 200,000株
計(総売出株式)		200,000	114,000,000	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、仮条件(540円～600円)の平均価格(570円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	150,000	81,000,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 150,000株
計(総売出株式)		150,000	81,000,000	

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年2月15日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(540円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	150,000	85,500,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 150,000株
計(総売出株式)		150,000	85,500,000	

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年2月15日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、仮条件(540円～600円)の平均価格(570円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社海外需要開拓支援機構(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年2月15日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 150,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2
(4)	払込期日	平成29年3月29日(水)

(注) 1 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成29年3月1日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2 割当価格は、平成29年3月9日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(以下省略)

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社海外需要開拓支援機構(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年2月15日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 150,000株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき459円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)
(4)	払込期日	平成29年3月29日(水)

(注) 割当価格は、平成29年3月9日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(注) 1の全文及び2の番号削除

(以下省略)

3 ロックアップについて

(訂正前)

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である河原成美及び貸株人である株式会社海外需要開拓支援機構並びに当社株主であるE&RS ' FORCE CREATION PTE. LTD、河原恵美、株式会社西日本シティ銀行、CALIBRE WEALTH MANAGEMENT SDN BHD、日清製粉株式会社、アリアケジャパン株式会社、鳥越製粉株式会社、乾杯股份有限公司、清宮俊之、サントリー酒類株式会社、アサヒビール株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行、双日九州株式会社、粕谷進一、DATO' KHOR SWEE WAH @ KOH BEE LENG、株式会社久原本家グループ本社、河邊哲司、山根智之、鈴木康義、星崎剛士及び加島輝光並びに新株予約権者である原田善治及び神保信吾は、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成29年6月18日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)を行わない旨合意しております。

さらに、当社株主である力の源グループ従業員持株会は、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の平成29年9月16日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の平成29年9月16日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年2月15日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合であっても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当増資等の概況」をご参照下さい。

(訂正後)

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である河原成美及び貸株人である株式会社海外需要開拓支援機構並びに当社株主であるE&RS ' FORCE CREATION PTE. LTD、河原恵美、株式会社西日本シティ銀行、CALIBRE WEALTH MANAGEMENT SDN BHD、日清製粉株式会社、アリアケジャパン株式会社、鳥越製粉株式会社、乾杯股份有限公司、清宮俊之、サントリー酒類株式会社、アサヒビール株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行、双日九州株式会社、粕谷進一、DATO' KHOR SWEE WAH @ KOH BEE LENG、株式会社久原本家グループ本社、河邊哲司、山根智之、鈴木康義、星崎剛士及び加島輝光並びに新株予約権者である原田善治及び神保信吾は、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成29年6月18日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)を行わない旨合意しております。

さらに、当社株主である力の源グループ従業員持株会は、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の平成29年9月16日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の平成29年9月16日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年2月15日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合であっても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日(当日を含む)後180日目の日(平成29年9月16日)までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当増資等の概況」をご参照下さい。

(訂正前)

記載なし

(訂正後)

4 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	力の源グループ従業員持株会 (理事長 藤井 是輔) 福岡県福岡市中央区薬院一丁目10番1号
b. 当社と親引け先との関係	当社グループの従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定(募集株式のうち、50,000株を上限として、平成29年3月9日(発行価格等決定日)に決定される予定。)
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社グループの社員等で構成する従業員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3 ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格決定日(平成29年3月9日)に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合(%)
E&RS ' FORCE CREATION PTE. LTD	9 Battery Road, #15-01 Straits Trading Building, Singapore 049910	2,925,000	25.95	2,925,000	24.23
河原 成美	福岡県福岡市中央区	2,905,000	25.78	2,705,000	22.41
株式会社海外需要開 拓支援機構	東京都港区六本木六 丁目10番1号六本木 ヒルズ森タワー17F	1,330,000	11.80	1,330,000	11.02
河原 恵美	MakepeaceRoad Singapore	1,120,000	9.94	1,120,000	9.28
株式会社西日本シ ティ銀行	福岡県福岡市博多区 博多駅前三丁目1番 1号	250,000	2.22	250,000	2.07
CALIBRE WEALTH MANAGEMENT SDN BHD	Lot 1A, Jalan Kemajuan, Seksyen 13, 46200 Petaling Jaya, Selangor, Malaysia	200,000	1.77	200,000	1.66
日清製粉株式会社	東京都千代田区神田 錦町一丁目25番地	200,000	1.77	200,000	1.66
アリアケジャパン株 式会社	東京都渋谷区恵比寿 南三丁目2番17号	200,000	1.77	200,000	1.66
鳥越製粉株式会社	福岡県うきは市吉井 町276番地の1	200,000	1.77	200,000	1.66
乾杯股份有限公司	台湾 新北市中和区 建三路81号	150,000	1.33	150,000	1.24
計	—	9,480,000	84.11	9,280,000	76.88

- (注) 1 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年2月15日現在のものです。
- 2 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年2月15日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(50,000株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。
- 3 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(2) 【新株予約権等の状況】

2014年第1回新株予約権(平成26年5月13日臨時株主総会決議)

(訂正前)

	最近事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数(個)	5,430 (注) 1	5,110 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	543,000 (注) 1	511,000 (注) 1

(省略)

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(省略)

(訂正後)

	最近事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数(個)	5,430 (注) 1	5,110 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	543,000 (注) 1	511,000 (注) 1

(省略)

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

本書提出日現在の新株予約権の数は5,070個、新株予約権の目的となる株式の数は507,000株であります。

(省略)

5 【役員の状況】

(訂正前)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
(省略)						
取締役 (注) 3		杉内 信夫	昭和45年 2月16日	平成26年10月 寧波阪急商業有限公司董事(現任) ICJ Department store(Malaysia) SDN. BHD. 平成26年12月 Director(現任) 平成27年 1月 当社取締役(現任) 平成27年 5月 寧波開発(株)社外取締役(現任) CLK Cold Storage Company Limited.Authorized epresentative (現任)	(注) 1	

(訂正後)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
(省略)						
取締役 (注) 3		杉内 信夫	昭和45年 2月16日	平成26年10月 寧波阪急商業有限公司董事(現任) ICJ Department store(Malaysia) SDN. BHD. 平成26年12月 Director(現任) 平成27年 1月 当社取締役(現任) 平成27年 5月 寧波開発(株)社外取締役(現任) CLK Cold Storage Company Limited.Authorized epresentative (現任)	(注) 1	